

社援発0913第4号
令和6年9月13日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」
の一部改正について

標記については、平成19年2月15日社援発第0215013号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後		現 行	
1～3 (略)		1～3 (略)	
別表		別表	
設 備 品 目	国庫補助基準額	設 備 品 目	国庫補助基準額
	ア 間接		ア 間接
生産設備	<u>16,300</u> 千円	生産設備	<u>15,100</u> 千円